

四條畷市福祉計画検討委員会議事録

開催日：令和8年8月20日 10:00～

会 場：四條畷市役所東別館 201会議室

出席者：小寺委員長、守屋副委員長、志村委員、廣瀬委員、前原委員、横山委員、阿部委員、山本委員、福井委員、園田委員、添田委員、松島委員、橋垣委員、田中委員、森田委員、濱野委員

事務局：健康福祉部長、健康福祉部次長兼福祉政策課長、こども未来部副参事兼こども政策課長、高齢福祉課長、高齢福祉課健康寿命延伸担当課長、障がい福祉課長、障がい福祉課長代理、障がい福祉課主任、障がい福祉課職員、福祉政策課主査、福祉政策課職員

【福祉政策課職員】

定刻になりましたので、只今から「四條畷市福祉計画検討委員会」を開催させていただきます。開会に先立ちまして、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(健康福祉部長挨拶)

【福祉政策課職員】

続きまして、本日の会議の成立について報告させていただきます。本日は福祉計画検討委員会委員18名中16名が出席でございます。四條畷市福祉計画検討委員会規則第3条第2項の規定により、過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めてまいります。まず資料の確認をさせていただきます。あらかじめお送りさせていただいた資料及び、本日机上配布の資料をご確認ください。

なお、これ以降の議事につきましては、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となりますので、小寺委員長にお願いいたします。

【委員長】

それでは、会議を進めさせていただきます。

次第3の会議の公開についてです。事務局から説明をお願いいたします。

【福祉政策課職員】

会議の公開の指針となります本市の「審議会等の会議の公開等に関する指針」につきましてご説明申し上げます。本指針では、法律や条例、要綱等により設置されました審議会等の会議について、原則として公開するものとしております。

本会議は四條畷市福祉計画検討委員会条例に定めるものであり、会議を公開にすべきであると考えております。

つきましては、本委員会の内容をできるだけ公開することにも必要であることから、本委員会終了後は、議事録等を市のホームページに公開したいと考えております。なお、議事録等の作成に

あたっては委員長に一任いただきたいのですがよろしいでしょうか。

【委員長】

いかがでしょうか。ただ今の説明のとおり本委員会の会議を公開と決定してよろしいでしょうか。また議事録の確認を私に一任していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

会議は公開と決定いたします。また、本委員会終了後、情報公開に努めさせていただくこととします。

それでは、次第4「今年度の取組について」に移ります。

「四條畷市障がい福祉計画・四條畷市障がい児福祉計画」及び、「四條畷市地域福祉計画」それぞれをご審議いただくこととなりますが、限られた時間のなかですので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、「四條畷市障がい福祉計画・四條畷市障がい児福祉計画」について、障がい福祉課から説明をお願いします。

(障がい福祉課説明)

【委員長】

ただ今、事務局からの説明がありましたが、この件について、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

【委員】

施策目標の1の1差別の解消及び権利擁護等の推進の中の障がい者に関する知識の普及啓発で、これまでに、広報誌等でこの件に関して取り上げられたのは1年に何回ぐらいあるか、回覧版やチラシ等紙ベースで出されたことが何回あるのか伺います。

【事務局】

広報誌等での具体的な掲載回数は今把握できていないところですが、まず権利擁護等含む障がい者差別のことに年1回、市民や事業所を対象とした講習会を実施しており、それにかかる講習会の案内等を広報誌には掲載しております。また、障がい者総合支援協議会の中に設置している差別解消支援地域協議会を年1回開催しています。そこでは、差別解消に対して、どういったことを本市として取り組んでいけるか議論しています。例えば、近年では事業所の合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、どのように事業所の方に周知啓発し、実施していただくかを、本協議会の議題として取り扱っております。

【委員】

なぜこのような質問したかといいますと、今私の住んでいる地区で事業所を開設するというこ

とで、周りの地域住民が猛反対をしているという現状があります。その中で、障がい者、障がい児に関する知識がやはり広まっていないというのが、ここ1ヶ月ぐらいで、わかったような状態です。まず、この障がい者の害がひらがなということもご存じありません。もう少し啓発に力を入れていただきたい。今回覧版等でチラシを出されていること多いと思いますが、町会ないし自治会に入っていない方が多いため、やはりそれを目にする機会もあります。インターネットからホームページを見られるといいですが、そこを検索するまでに行かない方の方が多いので、やはり広報誌だと皆さんよく見られているので、年に1回と言わず2回ぐらい掲載し、広めていただけたらと思います。さらに、障がいについて、理解が進むようなチラシなどの広報物があればよいと思うので、次期計画の中で入れていただきたい。

【委員】

4 ページの実績①相談支援従事者初任者研修1名推薦については、初任者研修を受けて事業所に行かれたのでしょうか？

【事務局】

サービス事業所で従事しておられる方がこの相談支援従事者になるために、市から1名推薦させていただいた状況です。

【委員】

施設からボランティア連絡会に、事業所内の活動に対する支援をして欲しいという依頼があり、相談支援従事者の初任者研修を受講された方が従事する際にはサポートを受けられるよう検討いただきたい。

【事務局】

ご意見いただいたとおり障がいのある方の相談を受ける際は、障がいの特性などに配慮して対応するなど、非常に難しい部分もあると考えております。

相談支援従事者に関しては本市に限らず全国的にもやはり不足しているというふうな状況がありまして、本市の総合支援協議会においても、できるだけこの相談支援従事者が増えるよう検討を行っている状況です。また、相談支援連絡会の中で相談支援事業所が現場での共有したいことや、悩み事などを共有することで、相談体制の構築に努めているところです。

【委員】

3点ほど要望というか、お願いしたいことがあります。

1点目、障がい福祉課の窓口が声をかけづらいようになっており、空間コーディネート等を行って、もっとみんなが声をかけやすく相談しやすい窓口としてほしい。

2点目、就労支援の事業所の確保が課題として上がっていましたが、ケアマネジャーをしていて、80代の高齢者を支援していると、40～50代で生きづらさを抱える息子さんや娘さんを目にすることが多く、軽度の障がいがありながら生きづらさを抱えてきた人が自立できるような就労支援事業や定着支援も含めた包括的な支援体制の構築を検討してほしい。

3点目、熊本地震など最近の災害が相次いでいる中、小中学校の再編により地域の繋がりが薄

れていて、避難施設として指定されている場所（啜小）などがあっても、地域との結びつきが弱い
ため、どこに逃げればよいか分からない状況。また、避難施設が古いため、学校のトイレや階
段など、普段使用しても身体に負担になると実感している。障がいのある人にとって、災害時に
「逃げられる場所」として心配が多いと感じており、避難の躊躇につながるのではと懸念してい
る。

障がい者や体が不自由な人でも安心して避難できるよう、バリアフリー対応の充実を検討して
ほしい。

【事務局】

1 点目にいただきました窓口に関してのご意見ですが、ハード面での改善はすぐには難しいと
ころがございます。しかしながら、「声をかけにくい」といった状況や、窓口に来られた方が迷
わないよう、掲示物の工夫や、来所された方への声かけなど、様々な配慮に努めているところ
です。なお、ハード面に関しましては全庁的な調整が必要となりますので、庁内会議等で意見を述
べていきたいと考えております。

2 点目の就労支援事業につきまして、障がい福祉サービスの就労支援事業所は記載のとおり、
今後も充実、確保に努めていく考えです。現状としましては、後ほど福祉政策課より説明予定の
重層的支援体制整備事業の中で、制度のはざまにある方や課題が多岐に及ぶような方について、
庁内や関係機関も含めて、その方にどういった支援ができるかを検討させていただいていると
ころです。

また、福祉政策課にて無料職業紹介を実施しており、一般就労等をめざされる方に職業紹介を
行い、マッチングを図っております。他にも生活困窮者の相談支援事業の中で、就労準備等支援
事業があり、まずは生活リズムを整えて、そこから就労に向けて準備をしていくという支援を実
施しております。こうした事業も活用いただけたらと考えております。

3 点目の地震等の災害時の避難場所についてでございます。現在、熊本地震など災害が続いて
いる中で、皆さまご不安な状態だと思われま。

南野地区の方の避難場所について、東小や南中が廃校になりましたが、現在の指定避難場所とし
ましては、南中の施設、四條啜学園につきましても、協定締結させていただいておりますので、
指定避難所となっております。

また現在、本市の施設関係の老朽化に伴い、個別施設計画が進んでおります。

令和10年度をめどに、南中跡に地域コミュニティー施設を建設予定であり、建設後は南野地
区の方々の災害時の避難場所となる予定でございます。

その後、体育館機能も兼ねた施設が同南中跡に建設される予定となっております。

その間、皆さんの方にはご不便をおかけするかとと思いますが、ご理解のほどよろしく願いい
たします。

【委員】

2 点あります。先ほども計画相談、相談支援専門員さんの不足のお話が出ましたが、どれぐら
いの方が計画相談を希望されていて、まだセルフプランのままになっているのかなど、その選定
に上がってきてるけども、担当者がいない状態の方が、何人ぐらいいらっしゃるのか、四條啜市
として相談支援専門員が何人ぐらい入れば足りることになっているか、今現状どれぐらい足りな

いのか、具体的な数字を教えてください。

もう1点は、昨年6月に手話施策推進法という法律ができ、前回この会議で意見をお伝えし、次回の障がい福祉計画に手話施策推進法のことを盛り込む旨回答いただきました。今後のプランを立てるにあたっての手話施策推進法をどの程度盛り込まれるのか、お聞かせいただきたい。

【事務局】

1点目ですが、現在セルフプラン数の数値を持ち合わせておりませんので、具体的な数値は申し上げられないのですが、足りないという状況について、課題認識しております。

また、国の指針において、次期計画の中でのぞまないセルフプランを解消するよう方針が出ております。本市では現在、のぞまない状態、本当は計画相談を希望しているのに、結果的にセルフプランになってしまっている方の調査しているところです。

この調査の結果を踏まえて、次期計画策定時に数値目標として、計上予定です。

2点目ですが、こちらも現在素案の作成にあたって検討中ですので、またご意見をいただけたらと思います。

【委員】

もう1点、望まないセルフプランの件について、私も相談支援専門員をしており、相談支援専門員は原則モニタリングを自宅ですることが決まっています。他市の事例ですが、自宅に入られるのは嫌だという対象者がいて、でも支援はして欲しいケースについて、市に相談したら、その方は計画相談はつけられないという回答となりました。四條畷でそういったケースがあれば教えていただきたいです。

【事務局】

現時点では特にそういったケースについて、相談を受け、回答したものはございません。

【委員】

先ほど説明をいただきました資料1の今後の方向性のところ、まず①の権利擁護の周知啓発とそれから2ページの⑧成年後見制度の理解促進に関する研修について、この後の議題の資料4で説明があらうかと思いますので、併せて資料4のところで発言をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】

他に意見はございませんでしょうか。

無いようですので、これで障がい福祉課からの審議は終了させていただきます。

続きまして、次第5「四條畷市地域福祉計画中間見直し（素案）について」福祉政策課から説明をお願いします。

（ 福祉政策課説明 ）

【委員長】

ただ今、福祉政策課からの説明がありましたが、この件について、ご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

【委員】

自殺対策について、市内の小中学校向けに相談窓口案内チラシを配布したということなんですけども。これは配った対象というのは、小中学校の学生なのか職員なのか、親御さん、どういう方を対象として配ったんでしょうか。

【事務局】

生徒さんご本人になります。

【委員】

分かりました、ありがとうございます。配布にあたっては、教育委員会さんとか調整した上で配られたということよろしいですか。

【事務局】

はい。調整のうえでお配りしております。

【委員】

はい、わかりました。

あともう1つ。ゲートキーパー研修の養成講座を3月2日に予定されてるということですが、対象は市民の方でしょうか。

【事務局】

はい。市民の方が対象となります。

【委員】

わかりました。これは広報等で、もちろん周知をされているということよろしいでしょうか。

【事務局】

広報誌、ホームページ、SNS等を通じて周知を予定しております。

【委員】

対象が市民の方ということですけども、関係機関、職員等申し込みとかさせてもらってもよろしいんでしょうか。

【事務局】

広報等でも周知させてもらっていますが、関係機関までチラシを渡したかどうか、ちょっと今覚えてないんですが、市の職員にも声をかけて、できるだけ参加するようお伝えしてます。おっしゃっていただいたように、今後関係機関に周知させていただければと思っております。

【委員長】

よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

【委員】

自治会への加入呼びかけの紹介チラシの件です。今、転入された方の配布資料の中に、高齢福祉課という名前で、自治会加入等福祉に関するチラシを配られていると思うんですが、そのチラシなんですけども、もう少し改善していただきたいなというのがあります。

転入のときに、いただく書類はかなり多いです。その中の1枚、薄い緑色だったと思いますが、薄い黒い字で、自治会加入に関して、「避難、地域の支えが大事ですよ。自治会に加入しましょう。高齢福祉課」と書いてあるんですが、自治会加入に関しては、地域振興課だと思われるので、協力して自治会に入ってくださいというのだったら方法を書いておかないと。

新たに来られた方たちは、「そうですね」というだけで方法がわからないままのチラシになっている。そのチラシを見て、福祉に関心を持つのかというところも疑問点があるので、チラシに関しては検討いただきたいなと。

【事務局】

高齢福祉課ではなくて福祉政策課の名前でチラシを入れさせてもらってます。趣旨としては、「自治会に入りましょう」がメインというよりは、「地域での支え合いが大事です」というところと、その中でも特に災害が起きた時に、地域での助け合い支え合いが避難に繋がることを強調して入れさせてもらっていた経緯があります。

先日、地域振興課から、転入の際の配布物か自治会の説明の配布物についての照会がかかっていたと思います。今、避難行動要支援者の関係で「自治会に入りましょう」というチラシを入れさせてもらっていますが、自治会の詳しいことについてはもう少しきっちりと担当課から案内したほうがいいんじゃないですかと意見は言わせていただいているところです。今後改善していくことになろうかと思っています。

改善までの間も、詳細をよろしければ個別に聞かせていただきまして、改善できるところは改善させていただければと思っております。

【委員】

視覚障がい者の音声案内で、ナビレンズという仕組みがあるんですね。これを今大東市さんが検討を始めてるということです。ナビレンズの仕組みを読んでたらね、すごくいいなと思いました。

施設の壁なんかにタグを置いて、16メートル離れたところでもスマホで写真を撮れば、「右にトイレがありますよ」とかいろんな情報が音声でわかる。

こういうのを四條畷市も導入を考えていただきたいなと要望させていただきます。

【委員長】

はい。大東市で実践されているのがすごくいいですよ、できれば活用していただきたいということです。

【事務局】

市全体のお話ということになりますので、現在、新たな施設の計画も進んでいることから、そういったご要望がありましたと言うことで、関係区本部会議でご意見をお話しさせていただきたいなと思います。

【委員】

資料4の民生委員さん、児童委員さんの活動で子育てフェスティバルというのがありまして、実は昨日、この催しがありまして、初めて参画させていただいたんです。

民生委員さん約50名がサポートをなさってて、参加されてる方が多数おられましてね、非常にいい催しだなあと感じてたんですけども、保護者の方に父親がいないんですね。子育てですので父親と母親とともに育てないといけない、こういうフェスティバルなのに、父親の参画がなかったもので、どうしてかなあと思って、この会議が始まる前にお聞きしたら、サンアリーナの確保が土曜日日曜日にしにくいということらしいですね。ですから平日にやらざるをえないということをお聞きしまして、せっかくいい催しやってるのに少し残念だなあという思いをしたところでございます。

この中に、民生委員・児童委員のなり手が少ないということが書かれてあるんですね。これは四條畷市に限らず、全国的になり手が少ないという実態があるということです。ですから、ここにも書いていただいていますように、広報に今後とも努めていただきたいと思っております。

そして、資料の4ページの基本方針6のところ。今回の社会福祉法の改正によりまして、頼れる身寄りがない高齢者等への支援について書かれてあるんですけども、この法律改正によって、市は地域権利擁護相談支援センターを設置することができるとなってるんですね。さらに、市は社協等にセンターの事務を委託できるとされているんですね。

何が言いたいかといったら、現在社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業に取り組んでいます。これと並行してやることで、機能的に相談事業に取り組めるのではないかなと思ってますので、今後どういう形になるか分かりませんが、私としては日常生活自立支援事業と一体的に取り組んだ方が、より適切な相談ができるのではないかなと思っています。この相談内容がまだ国から詳細が示されていないですし、今後予算は確保していくということですが、これについて、今後、市と社協とで調整会議なるものを進めていったほうがいいのではないかなと思ってんですけども、感想があればお聞きしたいです。

【事務局】

身寄りのない高齢者への支援や、いわゆる中核機関と言われるような権利擁護センターにつきましては、国の想定としましてはご指摘の通り社会福祉協議会を想定されているところです。

市の中でも、今後取り組む事項ということで、具体的にはまだ取り組めていないところではあるんですけども、もし設置していくとすれば社会福祉協議会さんをお願いするのが一番スムーズではないかなと思っています。予算措置につきましても、生活困窮者自立支援法の関係の補助金か交付金が、身寄りのない高齢者に充てられますし、権利擁護センターも国の方でも予算措置は一定されてますので、具体的に市としても計画を早く進めていきたいと思っています。

社会福祉協議会の方にも情報提供は都度都度させていただいておまして、今時点でのご意見としては、なかなか人員不足というところですからすぐには難しいとのご意見を聞いていますので、いろいろと解消して進めていけたらと思っているところです。

【事務局】

前向きなご意見ありがとうございます。

市としましても、社会福祉協議会さんと、是非とも進めていきたいと思っている事業の1つでございます。今後とも、組織の中で検討をさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員】

ありがとうございます。今後、大社協も含めて、相談に対するガイドラインが示されるということにもなっておりますので、その辺のところも見極めながら、市と連携をしながら、社協としての取り組みについて検討していきたいと思っておりますので、ここでよろしくお願いしたいと思います。

【委員】

すいません、もう1つお伺いしたいことがあります。これは多分私の知識不足だと思いますが、成年後見人制度の件です。

実はここに来る前に、ちょっと見守り対象者が入院をしておまして、そのケアマネの方からお電話をいただいて、「成年後見人の承諾を得ました」というご連絡をいただいたんです。その時に、ご本人に成年後見人制度のお話をしたときには、資格を持った方が成年後見人になれるという内容で高齢の当事者の方には説明させていただきました。市民後見人の育成の検討というのは、対象となる資格をお持ちではない方たちを、後見人として育成するということでしょうか。

【事務局】

成年後見制度の中で、家庭裁判所に成年後見の申し立てをされた場合に、家庭裁判所の方で後見人が選ばれることとなりますが、その方の抱えておられる課題によって、例えば弁護士さんがいいとか社会福祉士さんがいいという形で、家庭裁判所が選任されます。

少し言い方がおかしいですが、一般市民の方で十分支援できる方について、市民後見人が選任される場合もあります。

大阪府内でも、後見人の担い手不足というところで、社会福祉士さんや弁護士さんなどの専門後見人が不足してるので、市民後見人を養成していこうという取り組みがあります。各市が分担金を出して養成し、フォローアップをしていくという事業がありますが、四條畷市はその事業に参加しておりませんでして、例えば市民の方が、「市民後見になりたい」とおっしゃったときに、今のところ「市民後見人とはこんなものです」という講座には参加していただけますが、実際に養成するコースには参加していただくことができない状況になっております。今後、費用とその効果というところも検討しつつ、市民後見人の養成についても考えていかないとけないと思っております。

【委員長】

よろしいでしょうか。

【委員】

福祉政策課でいろんな講演会と学習会を計画されていますが、目にするチャンスが少なくて。こんながあると聞いてホームページを見ても、その情報の拾い方がわからないので、福祉政策課だけじゃなくて他の課もそうだと思うんですけど、研修会がもっと市民の目に留まるようなPR方法を考えていただけたら。

トップページに、お知らせとかいっぱい最新情報が出てきてるけど、そこにも入ってなかったりするんで、工夫していただきたいと思います。

それともう1点、基本方針2の地域活動の仲間づくりのところです。

民生委員児童委員さんが1人増えたという実績を上げてくださってますが、ボランティアをしたい人を増やすプランやボランティア活動ができる環境を作るもここに入ってると思うんです。

もっと市民の方がボランティアに関心を持ってもらって、地域の何らかの活動をすることで、地域の中で顔を合わせた関係ができるようになって、それが防災だとか、お互いの理解が深まって、地域で施設の建設反対するようなことがなくなるとか、関わることでいろんな効果が生まれると思うので、仲間づくりのところも次の計画で盛り込んでいただければと思います。

【委員長】

他にご意見等ございませんか。

無いようでございますので、これで福祉政策課からの審議は終了させていただきます。

続きまして、次第5「四條畷市地域福祉計画中間見直し（素案）について」、福祉政策課から説明をお願いします。

（ 福祉政策課説明 ）

【委員長】

はい。ありがとうございます。かなり内容も複雑やからね、ちょっと今これを議論していくとかなり時間食ってしまう感じはするんですけども。

【事務局】

すいません、説明が長くなりご意見をいただく時間が少なくなって申し訳ないです。

先ほど進捗状況のところでいただいた内容も、もちろん計画の中に盛り込んでいける内容だと思います。まずそちらを反映させていただきたいということと、資料を見ていただいてご意見等ありましたら、10月9日に専門部会を予定しており、資料の送付や修正もありますので、恐れ入りますが9月15日ぐらいまでに、もっとこんなものを盛り込んだほうがいいとか、ここがちょっと分かりにくいとか、ご意見をいただけるようでしたら、できるだけその内容を盛り込ませていただいたうえ専門部会で検討し、次の11月27日の福祉計画検討委員会にお示しできるかと思っておりますので、ご協力いただければと思います。

【委員長】

はい。そうしましたら個別に委員さんから、電話でもお手紙でもどちらでも、ということでしょうか。

そうしましたら、これで、次第5の、資料の四條畷市地域福祉計画中間見直し素案についての説明を終わりたいと思います。

事務局より連絡事項はございますか。

【事務局】

本日は貴重なお時間いただきありがとうございました。

次回以降の開催日程についてご案内申し上げます。次回は11月27日金曜日、午後2時から、場所は四條畷市役所東別館2階201会議室です。その次は令和9年3月1日月曜日、午後2時から会場は同じく201会議室でございます。

皆様には改めて開催通知をお送りいたしますので、ご多忙の折恐縮ですがご出席くださいますようお願い申し上げます。

【委員長】

以上をもちましてすべての案件が終了いたしました。長時間にわたって貴重な意見をいただきまして、また円滑な議事の運営にご協力をいただきありがとうございました。

本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。